

監査結果の報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定例監査、同条第5項の規定に基づく随時監査並びに同条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を下記のとおり執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和7年10月29日

山形市監査委員 山 川 稔 彦
同 伊 藤 明 彦
同 鈴 木 進

記

1 定例監査

- (1) 監査の対象部課等 文化スポーツ部 スポーツ課
福祉推進部 介護保険課、指導監査課
教育委員会 商業高等学校
- (2) 監 査 の 期 間 令和7年9月2日から令和7年10月27日まで
- (3) 監 査 の 範 囲 令和6年度の事務事業の執行状況
- (4) 監 査 の 結 果

部課等名	監査の結果
文化スポーツ部 スポーツ課	指摘事項 次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。 1 山形市スポーツ協会補助金の交付事務において、補助金の額の確定通知書に事業完了後払の交付請求方法が記載されていなかった。 2 備品の管理において、次のようなものがあった。 (1) 現物が確認できないもの ・ 採点板 ・ ウエイトリフティング用具（バーベル） (2) 保管換の手続きがされていないもの ・ 肘掛回転椅子 ・ 両袖机 (3) 使用不能なもの ・ あん馬 3 業務委託契約事務において、随意契約の発注見通し及び契約締結前情報の公表が、契約を締結する前に行われていないものがあった。 ・ 山形市ゲートボール場等維持管理業務（長期継続契約）

	- 山形市あかねヶ丘陸上競技場環境整備業務（長期継続契約） 4 山形市蔵王体育館温水ボイラー修繕工事において、指定管理者の費用及び責任において実施すべき130万円未満の管理物件の修繕が、市費で修繕されていた。 5 行政財産の目的外使用許可事務において、許可申請書に記載された使用面積の算出根拠が不明確なものがあった。 - 山形市総合スポーツセンター（大会時の売店出店のため） 6 女子スキージャンプワールドカップ蔵王大会実行委員会の経理事務において、会計処理規程に定められた会計年度の出納閉鎖日を過ぎた支出を、前年度分に帰属する支出としているものがあった。
福祉推進部 介護保険課	指摘事項 次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。 1 備品の管理において、現物が確認できないものがあった。 電気洗濯機
福祉推進部 指導監査課	指摘する事項はなかった。
教育委員会 商業高等学校	指摘事項 次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。 1 予算の執行事務において、予算執行伺兼支出負担行為書の決裁区分を誤っているものがあった。 - 教務指導書 - 指導者用デジタル教科書・教務指導 - 第1体育館ネットワークカメラ配線・設置工事 - 第1体育館・輪誠ホール無線アクセスポイント配線・設置工事 2 施設の管理状況において、寄附で受け入れた工作物を公有財産台帳に登録するための異動の事項について、所管部長に対して文書による通知がされていなかった。 - ポール型太陽光電池時計塔（野球場） 3 教職員の出退勤管理において、出退勤管理カードが交付されていなかった。 4 山形市立商業高等学校PTAの経理事務において、次のようなものがあった。 (1) 資金前渡で支出した資金について、精算書処理がされていないもの (2) 立替払をしているもの (3) 収入伝票に前年度の資料が添付されているもの (4) 規約に定められた会計年度の末日を過ぎた収入を、前年度分として帰属させ処理しているもの

(5) 準 拠 基 準 山形市監査基準

(6) 監 査 の 着 眼 点

財務に関する事務が、法令等の定めるところにより適正に行われているか（合规性）を

基本とし、事務事業の経済性、効率性、有効性の観点からも監査を実施した。

(7) 監 査 の 方 法

監査の対象課等から提出された監査資料に基づき、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員からの聞き取り等により監査を実施した。

2 随時監査

- (1) 監査の対象部課等 教育委員会 商業高等学校
- (2) 監 査 の 期 間 令和7年7月3日から令和7年10月27日まで
- (3) 監 査 の 範 囲 商業高等学校で取扱う現金等（学校徴収金、団体徴収金等）の管理状況について
- (4) 監 査 の 結 果

部課等名	監査の結果
教育委員会 商業高等学校	意見 次のとおり事務事業における改善等で、必要と認められる事項があったので適切な措置を講じられたい。 1 市立商業高等学校における現金等の取扱いにおける不祥事を受け、再発防止の観点から、学校内で取扱われている現金等（学校徴収金、団体徴収金等）の管理状況について随時監査を執行したところ、次のようなものがあった。 ・ 山形市立商業高等学校会計管理規程においては、公金等の適正な管理を確保するため、山形県教育委員会公金等管理要領、学校徴収金及び団体徴収金の事務処理について及び部活動「部費」会計事務処理基準が記載されているが、それらの関係性が明確なものとなっていなかった ・ 山形市立商業高等学校会計管理規程をはじめ、各要領等の解釈が曖昧であり、その実務上の取扱いについては担当の教職員の判断に任せられていた。また、教職員においては、規程・要領等に基づく事務処理ではなく、前任の担当者から引き継いだやり方での事務処理などが行われているものが見受けられた ・ 毎年度作成することとされている公金等管理台帳が令和6年度まで作成されていなかったため、学校で取扱う公金等の範囲や管理状況の全体像が把握されていなかった ・ 保護者会が行う部費会計について、顧問は毎年4月末（または保護者会総会後）に決算書等の写しを教頭経由で校長に報告することとされているが、顧問が全く関与していない会計があった ・ 会計責任者は毎年10月事務長を経由して校長に通帳と経理簿等関係帳簿等を提出し、点検を受けることとされているが、点検を行っていない会計があった ・ 決裁者と出納担当を区別し、実質的に1人で事務処理を行うことのないようにすることとされているが、担当の教職員1人が事務処理を行っているものがあった

	・ 収入、支出の伺いには領収書等を添付することとされているが、収入、支出伺が作成されておらず、領収書のみが保管されているものがあった ・ 預金通帳、通帳印は同一人が保管することのないようにすることとされているが、同一教職員が保管しているものがあった ・ 山形県教育委員会公金等管理要領・学校徴収金及び団体徴収金の事務処理について・部活動「部費」会計事務処理基準と異なった事務の取扱いをしているものが数多く見受けられた これらは、適正に事務が執行されていない事項などの一部であることから、学校全体として公金等の取扱いについての認識が希薄であり、管理職による教職員への指導が徹底されていないという印象を強く受けたところである。学校には、会計処理の基準となる山形市立商業高等学校会計管理規程があるものの、その内容について教職員の認識が薄く、また、独自に解釈をしているものも見受けられたところである。 令和7年7月23日付けで山形市立商業高等学校会計管理規程は一部改訂、また、部費会計事務処理基準は新たに策定され、それらの規程等に基づいた会計処理に取り組み始めている。学校で独自に定めた規程及び基準は、県の通知文の内容を参考としているものと思われるが、学校で定めた内容と県の通知内容とが異なる部分やそれらの関係性が明確となっていないものが見受けられたところである。 今後、公金等の実務上における取扱いを明確にし、規程等の内容を整理されるとともに、加えてその内容について全職員で再認識し、適正な事務執行に取り組まれない。 市立小中学校にも同様に学校徴収金・団体徴収金等の取扱いがあると思われる。市教育委員会として統一した基準を作成し、不正を未然に防ぐ取り組みをより一層強化することを望むものである。 なお、輸誠同窓会の会計事務は、「学校とは別組織であるとの認識から、管理職が会計の状況を把握しておらず回答できない」との理由で調査シートの提出がなかったため、監査することができなかったことを申し添える。
--	--

(5) 準 拠 基 準 山形市監査基準

(6) 監 査 の 着 眼 点

財務に関する事務が、法令等の定めるところにより適正に行われているか（合规性）を基本とし、事務事業の経済性、効率性、有効性の観点からも監査を実施した。

(7) 監 査 の 方 法

監査の対象課等から提出された監査資料に基づき、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員からの聞き取り等により監査を実施した。

3 財政援助団体等監査

(1) 監査の対象団体等

監査対象団体	所管部課等	監査対象とした項目及び金額
蔵王温泉観光協会	文化スポーツ部 スポーツ課 商工観光部観光戦略課	山形市指定管理者光熱費高騰対策等緊急支援補助金 137,187円
		蔵王温泉地区開発整備事業費補助金 150,000円
		蔵王通年観光推進事業費補助金 3,600,000円
		蔵王体育館等指定管理料 34,084,000円

(2) 監 査 の 期 間 令和7年9月2日から令和7年10月27日まで

(3) 監 査 の 範 囲

令和6年度の財政援助等に係る団体の出納その他の事務事業の執行状況及び所管部課等の事務の執行状況

(4) 監 査 の 結 果

団体及び所管部課等名	監査の結果
蔵王温泉観光協会	指摘事項 次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。 1 蔵王通年観光推進事業費補助金の実績報告に係る事務において、次のようなものがあった。 (1) 補助金の実績報告書に添付された収支決算書の決算額が、伝票の合計額と一致していないことを認識しているにもかかわらず提出されているもの (2) 交付決定日より前に契約された経費を、補助対象経費に含めて補助金の実績報告書が提出されているもの (3) 補助対象外経費を補助対象経費に含めて補助金の実績報告書が提出されているもの 2 蔵王体育館等の指定管理業務において、蔵王ジャンプ台利用許可の際に、利用許可申請書の提出を受けておらず、利用許可証が交付されていなかった。 3 蔵王体育館等の利用料金徴収事務において、次のようなものがあった。 (1) 徴収した利用料金に不足額が生じているもの ・ 主競技場普通使用 4月27日利用分 (2) 市長の決定が無いまま、減免基準が適用され、利用料金が全額減免されているもの ・ 山形市蔵王体育施設使用料減免申請書（山形市健康診断のため） 4 蔵王体育館等の会計経理事務において、次のようなものがあった。 (1) 個人名義のクレジットカードで支払いをしているもの (2) 自動販売機の設置に係る貸付料及び市への賃借料について、団体の会計とは別に管理しており、決算に計上されていないもの (3) 自動販売機の設置に係る電気料金について、設置者に納入通知書が送付されていないもの

	(4) 除雪委託料について、指定管理者に支出されているもの 5 規程の整備状況において、次のようなものがあつた。 (1) 利用料金の収受に関する規程等が定められていないもの (2) 管理業務の遂行に伴い作成又は取得した文書等について、管理の原則及び分類等を定めた規程が整備されていないもの (3) 管理業務に必要な諸規程及び非常時の体制が整備されていないもの
文化スポーツ部スポーツ課 商工観光部観光戦略課	指摘事項 次のとおり是正又は改善を要する事項があつたので、適切な措置を講じられたい。 1 蔵王通年観光推進事業費補助金の実績報告に係る事務において、次のようなものがあつた。（観光戦略課） (1) 補助金の実績報告書に添付された収支決算書の決算額が、伝票の合計額と一致していないことを認識しているにもかかわらず補助金の額が確定されているもの (2) 交付決定日より前に契約された経費を、補助対象経費に含めて補助金の額が確定されているもの (3) 補助対象外経費を補助対象経費に含めて補助金の額が確定されているもの 2 蔵王体育館等指定管理において、第三者への委託（再委託）を承諾しているが、契約書及び仕様書の写しの提出を求めているがなかった。（スポーツ課） 意見 次のとおり事務事業における改善等で、必要と認められる事項があつたので適切な措置を講じられたい。 1 蔵王体育館及び蔵王ジャンプ台の指定管理者は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間を指定管理期間として非公募により選定（更新）されたものであるが、この度の監査項目7項目のうち「施設管理」「協定に基づく義務の履行」「利用料金制」「会計経理」「規程の整備」「現金・金券の保管状況」の6項目において指摘事項及び注意事項が数多く確認された。 特に、「規程の整備」については、前々回（平成24年度）の監査では注意事項であり、前回（令和2年度）の監査では「基本協定書で定める規程等（利用料金の収受に関する規程、不測事態への対応等についてのマニュアル、管理業務に必要な諸規程）が整備されていなかった。」との内容で指摘事項であつたにも関わらず、措置が講じられていない状況であつた。 所管部局においては、以上のことを踏まえ、指定管理者の指導を徹底するとともに、指定管理者としての適正性についても検証されるよう強く望むものである。（スポーツ課）

(5) 準 拠 基 準 山形市監査基準

(6) 監 査 の 着 眼 点

ア 団体（財政援助団体）に関する監査

当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか。

イ 所管部課等に対する監査

監査対象団体に係る財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。

(7) 監 査 の 方 法

監査の対象団体及び所管部課から提出された監査資料に基づき、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員からの聞取り等により監査を実施した。